

する、それが自立であり、経済的な自立と狭く捉えるべきではない、と書いている。また、隋民防止を目的に「自立の助長」を謳ったわけではないことも強調されている。ここから、生活保護における「自立」の趣旨は、制度創設当初から、経済的自立を超えて広く社会的な自立として考えられていたことがわかる。(小山進次郎『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』(復刻版)、全国社会福祉協議会、1975年、92頁～93頁)

また近年では、先の「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」(平成16年)がその報告書において、次のように自立支援を整理している。「就労による経済的自立のための支援(就労自立支援)のみならず、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)や、社会的つながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)を含むものである」。このように、専門委員会において、「自立」概念を、就労自立、日常生活自立、社会生活自立の3つに分け、その考えのもとに平成17年度から生活保護受給者に対する自立支援プログラムが展開されることになったのである。

### 第3章 自立支援プログラムの内容と生活保護における相談援助・支援活動のプロセス

#### 1 自立支援プログラムの内容 — 「就労自立」「日常生活自立」「社会生活自立」の支援

ここでいう自立支援プログラムとは、実施機関である福祉事務所が管内の被保護者全体の状況を把握した上で、被保護者の状況や自立支援阻害要因(ここでは、自立支援課題とする。)について類型化を図り、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施していくものである。

自立支援プログラムには、次の3つがある。

- (1) 就労自立プログラム
- (2) 日常生活自立プログラム
- (3) 社会生活自立プログラム

これらは、経済的自立のための支援(就労自立支援)、それぞれの被保護者の能力やその抱える問題等に応じ、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行なうなど日常生活において自立した生活を送るための支援(日常生活自立支援)、社会的つながりを回復・維持するなど社会生活における自立の支援(社会生活自立支援)を含んでいる。

これら「就労自立」、「日常生活自立」、「社会生活自立」の3つの「自立」は、それぞれ並列の関係にある。このことは、就労自立のために日常生活自立、社会生活自立があるのではなく、また就労自立が進められたとしても、日常生活自立、社会生活自立が果たされているわけでないことを意味している。それぞれの人が置かれている状況の中で、日常生活レベル、社会生活レベル、就労レベルで、自身の可能性を追求していくこと、被保護者が決定・選択し、自らが切り開くことを支援していくことが大切だといえよう。

#### 2 生活保護における支援プロセス

生活保護実施プロセスに照応する相談援助プロセス、支援プロセスの内容は、次の通りである(図表1—3参照)。

#### ④生活保護における相談援助プロセス

生活保護における相談援助のプロセスは、次のように分けて考えることができる。それは、(1)相談援助の導入に当たる受付段階（インテーク）、(2)調査や要否判定を行なう生活保護申請段階（アセスメント）、(3)生活保護の決定とこれからの相談援助の方向性づけ（相談援助計画の作成）とその実施（介入、インターベンションともいう。）並びに相談援助活動の見直し（モニタリングと評価）を行なう生活保護受給段階、そして(4)経済給付と相談援助が終結する生活保護廃止段階、の各段階である。

(1)受付段階では「インテーク」が行なわれる。それは、①不安・緊張の緩和・解消、②信頼関係の構築、③主訴の明確化、④制度の説明、⑤申請意思の確認を行う。

インテーク場面では、要保護者は不安や緊張、あるいは期待を持って福祉事務所に関わって来ることが多い。そのためこの段階でのワーカー（インテークワーカー、面接員）の主要な業務は、不安や緊張の緩和・解消につながる相談しやすい雰囲気づくり、自己紹介と職務の説明、守秘義務の遵守、要保護者が理解できる言葉の使用、そして要保護者に対する傾聴的態度を通して信頼関係の構築を図る。また要保護者が訴えたいこと、望んでいること、福祉事務所にやってもらいたいことを話してもらい主訴（最も問題と感じている事柄）の明確化を図る。さらに要保護者の問題の所在や課題を明らかにし、有効な社会資源の一つとして生活保護制度について懇切丁寧に説明を行い申請意思の確認を行なうことである。

(2)の申請段階においては、「アセスメント（事前評価）」が行なわれる。それは、①生育歴や職歴・病歴など生活歴の聴取、②家族・親族状況の確認、③資産状況の確認、④労働能力の確認、⑤他法他施策の確認、⑥要否判定（収入と最低生活費の対比）、⑦要保護者と要保護者をめぐる状況（非経済的側面）に関する情報収集・整理・分析である。

この段階におけるワーカー（地区担当員）の主要業務は、資力調査（ミーンズテスト）等を通して生活保護に該当するかどうかを判断する要否判定と要保護者の問題・課題解決に向け今後の援助の方向性を判断するための情報の収集・整理・検討と事前評価を行なうことにある。

(3)の生活保護の決定段階においては、「説明と参加」「プランニング（援助計画の作成）」「援助計画の実施」の3つが行なわれる。

この段階におけるワーカー（地区担当員）の主要な業務は、決定段階においては、「説明と参加」では、①扶助費の説明と支給、②援助の説明、③参加の確認。「プランニング（援助計画の作成）」では、①援助課題の設定、②援助計画（目標・内容・手順）の作成が挙げられる。

生活保護が開始されると経済給付を行ないながら自立に向けた相談援助活動が展開されることになる。そこで先ず行なわなければならないことは、最低生活費と収入の対比で扶助費がどのような仕組みでどの程度支給されるのかの説明を行なうこと、また自立に向けてはアセスメントを通して明らかとなった被保護者の援助課題を設定し、どの課題から解決していったらよいか優先順位をつける必要がある。すなわち、具体的な目標・援助内容を設定しどのような手順で進めていったらよいかを援助計画に示さなければならない。ここではどのように相談援助は被保護者の意向と参加に基づき行なわれること、そしてここでは被保護者が主体的に実現可能なレベルでの目標設定を行ない、被保護者に積極的に発言してもらいその解決策を共に考えるようにしていかなければならない。

(4)の生活保護の受給段階では、「援助計画の実施（介入）」、「モニタリング」、「評価」の3つが挙げられる。「援助計画の実施（介入）」では、①被保護本人・世帯への直接的働きか

け、②被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、③新たな社会資源の創出（既存の社会資源の調達・調整が難しい場合）、「モニタリング」では①援助計画通り行なわれている、②被保護者本人・世帯の状況理解、③援助者側の状況理解を、「エバリュエーション（評価）」では①援助課題の評価、②援助課題・プログラムの再設定を行なう。これからの相談援助の方向性づけ（相談援助計画の作成）とその実施（介入、インターベンションともいう。）並びに相談援助活動の見直し（モニタリングと評価）を行なう。

受給段階で、ワーカー（地区担当員）は、被保護者の経済状態に即して収入認定を行ない、扶助費の提供を行なうこと。また、被保護者の生活実態に即して生活保護法や他法他施策などの活用を行ない生活の安定・向上を図ること。さらには、被保護者の健康の回復・維持・向上が図れるよう相談援助並びに医療サービスの提供。家族、親族などの人間関係の調整や新たな関係性の構築などが図れるよう側面から支援を行なうことが挙げられる。そこで、ワーカーが常に念頭におかなければならないことは、経済的に自立するしないにかかわらず、社会のなかでできるだけ自分の力で生活する力、すなわち精神的・物質的可能性を追求することにある。社会的自立という広い観点から相談援助活動をとらえていくことが必要である。

次いで決定段階に策定した援助計画に基づき、相談援助が実施・展開されていくが、一定期間あるいは被保護者の生活状態に大きな変化が生じた場合、これまでの援助計画の見直し（モニタリング）と評価（エバリュエーション）を行い援助計画の再設定を行なう必要がある。これは、これまでの援助計画の軌道修正という性格をもっている。時間の経過にともない被保護者の生活意欲や生活実態に変化が生じてくる。また予測できない事態が起きないとも限らない。このことは、被保護者の問題・課題の解決に影響を及ぼす。さらには、被保護者の生活の変化ばかりではなく、サービス提供側においても被保護者の活用できる社会資源も変化する。

ワーカーの担当変更が生じた場合には、これまでの援助計画の見直しと再設定のよい機会となる。そこでは、次のことに気をつける必要がある。一つには、被保護者と共に、これまでの援助計画がどの程度達成されたのかを評価検討し、今後の援助計画の再設定に生かすことである。二つには、査察指導員との協議はもちろんのこと、処遇検討会議（ケースイカンファレンス）などを積極的に活用し、被保護者の問題・課題解決につながる実効性のあるものにしていくことである。

(5)生活保護の廃止段階では、①収入と最低生活費の対比、②援助目標の終結、③廃止後のフォローアップの3つが挙げられる。

生活保護の廃止は、「働きによる収入増」、「稼働以外の収入の増」、「傷病の治癒」等により保護を要しなくなってきたことが認められるときに行われる。しかし、生活保護受給の必要がなくなったからといって、福祉事務所からまったく手が離れてしまうわけではない。生活保護が廃止となることは、被保護者が経済的に自分の生活を支える基盤ができたということであり、その人の心理的社会的側面からの援助が必要なくなったということではない。また将来的にも経済的に保障されているわけでもない。そのため、一定の期間は経済的に安定していくかどうかの確認と心理的社会的支援を行なう必要がある。そのためには、生活保護給付時に被保護者と生活保護ワーカーとの関係性が信頼あるものとして確立されていなければならない。生活保護が廃止になってからも、何か困ったことがあったとき、また順調にきている時も、気兼ねなく報告・連絡・相談できる関係であることが必要がある。被保護者が生活困窮状態から抜け出し、新しい生活が軌道に乗るまでの間、いろいろなことがある。福

事務所が、後方から温かく見守ることが、被保護者にとって大きな支えとなる。

### ④生活保護における支援プロセス

自立支援プログラムは、現に生活保護を受給している被保護者を対象として被保護者の選択と決定に基づき行なわれる一連の支援活動を指している。そこでは、次のような支援プロセスに分けて考えることができる。それは、(1)被保護者の意向と状態を確認する「アセスメント(事前評価)」、被保護者へプログラムの説明と参加の確認を行なう「説明と参加」、そして(2)被保護者の支援課題に即して作成する「プランニング(自立支援計画の作成)」、(3)計画の実施と支援の振り返り、評価を行なう「支援計画の実施」、「モニタリング」、「エバリュエーション(評価)」、そして(4)支援が終了する「終結」である。

(1)では「アセスメント(事前評価)」と「説明と参加」が挙げられる。

「アセスメント」では、①被保護者の意向の確認、②被保護者と被保護者のめぐる状況(環境)に関する情報収集・整理・検討、③事前評価を行なう。

いっまでもなく相談援助活動の導入に当たる「インテーク」段階から被保護者とワーカーとの信頼関係が構築され相談援助活動が展開される。そこで支援活動においては、その関係性を保持・強化していくとともに、「アセスメント」として被保護者がどのような意向を持っているのか、また被保護者本人及び被保護者がどのような状況に置かれているのかをアセスメントシートを使用し被保護者の事前評価を行なう。

次いで「説明と参加」においては、①プログラムの説明、②被保護者のプログラム参加の確認がある。それは、被保護者の支援課題に即した自立支援プログラムの提示と説明、そして、被保護者参加のもとに行なうことを確認する。

(2)の「プランニング(自立支援計画の作成)」においては、①支援課題の設定、②支援プログラム(目標・内容・方法・手順)の作成が挙げられる。

アセスメント結果を踏まえ、はじめに、被保護者がどのような支援課題があるか、また優先的に取り組むべき支援課題の順位を設定する。次いで、支援目標・内容・方法・手順を定める自立支援計画を策定する。これは、支援の全体的見取り図に当たると考えてよい。

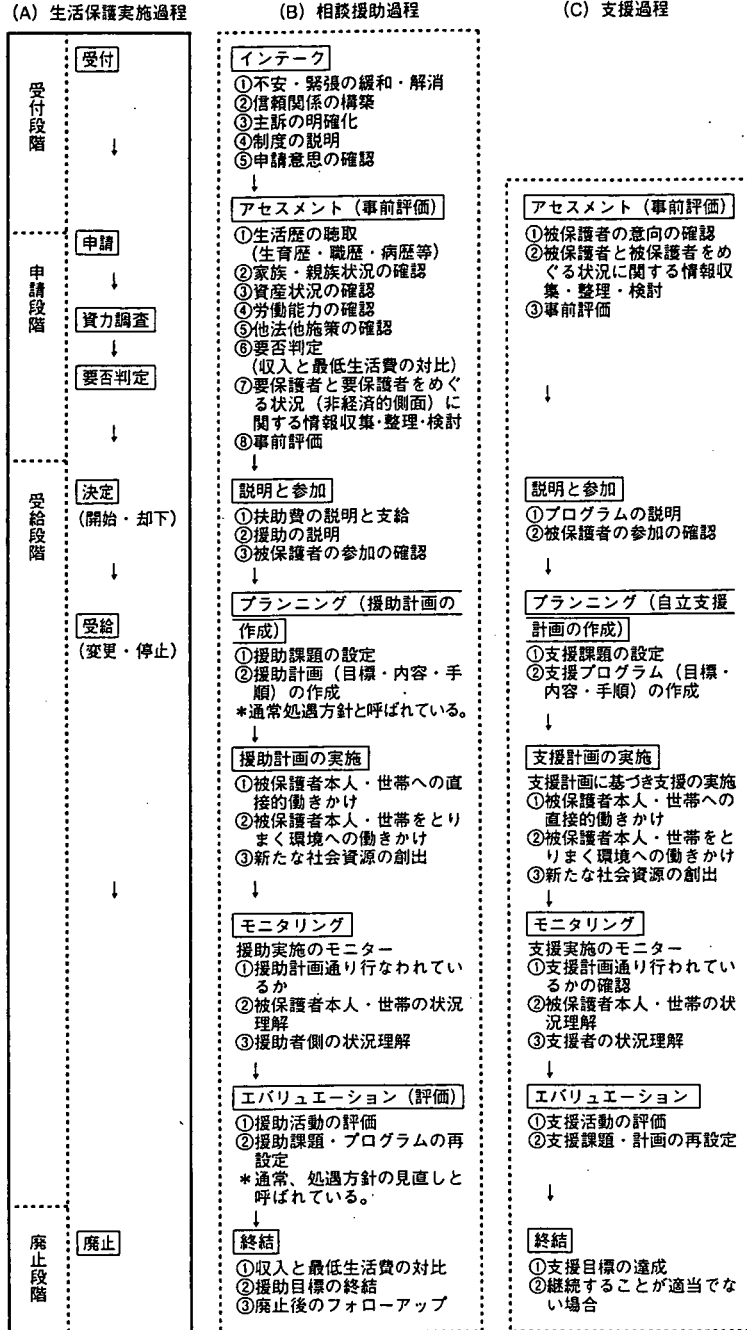
(3)においては、「自立支援計画の実施」「モニタリング」「エバリュエーション(評価)」が挙げられる。

「自立支援計画の実施」においては、①被保護者本人・世帯への直接的働きかけ、②被保護者本人・世帯をとりまく環境への働きかけ、③新たな社会資源の創出(既存社会資源の調達・調整が難しい場合)がある。「モニタリング」においては、①支援計画通り行なわれているかの確認、②被保護者本人・世帯の状況理解、③支援者の状況理解、がある。また「エバリュエーション(評価)」において、①支援活動の評価、②支援課題・計画の再設定がある。すなわち、支援目標がどの程度達成されているか、また引き続き支援が必要な場合は再アセスメントし、再プランニングを行なう。

(4)においては、「終結」である。それは、①支援目標の達成、②継続することが適当でない場合がある。

「終結」は、支援目標が達成していることにより終了する。その場合、再発あるいは予防のため一定の見守りが必要である。また、継続が適当でない事態、すなわち、新たな場(機関・組織)で支援を行なうことが適当である場合、被保護者・世帯自身が自分の力で対応が可能と判断された場合は支援が終了する。

図表 1-3 生活保護における相談援助・支援プロセス



(岡部卓作成)

岡部卓 (2003) 『改訂福祉事務所ソーシャルワーカー必携・生活保護における社会福祉実践』 全国社会福祉協議会 P 21を修正加筆

### 3 自立支援プログラムの評価

自立支援プログラムを活用することにより、それが被保護者の自立にどの程度貢献したのかを明らかにし、到達レベル（「評価」）を確認する必要がある。評価の目的は、具体的根拠に裏打ちされた実践にある。それは、被保護者及びその世帯に対して直接支援を行なう生活保護の実施機関である福祉事務所が説明責任（アカウンタビリティ）を果たすことでもある。こうした評価には、生活保護ワーカー自身による「支援者評価」、被保護者による「利用者評価」、そして関わる当事者（被保護者、福祉事務所）以外の第三者による「第三者評価」がある。

生活保護ワーカーは、被保護者及びその世帯を支援するに当たり、どのように支援課題を把握し、支援計画（支援目的・内容・方法・手順）を選択し、支援を実行しているのか、またそれが被保護者にとってどのような意味を持つのか、評価する必要がある。

また、プログラムの評価には、支援によってもたらされた結果を分析する方法のアウトカム評価（効果測定）と、支援の過程を分析する方法のプロセス評価がある。アウトカム評価（効果測定）は、支援する前と、支援することによってもたらされた結果を評価するものである。プロセス評価は、支援経過を継続的に観察し利用者及びその世帯の課題解決・ニーズ充足に影響しているかを評価する方法である。

なお、今回開発・採用した板橋区における自立支援プログラム評価は、生活保護ワーカーによるアウトカム評価となっている。

## 第4章 板橋区自立支援プログラムの積極的意義

### 1 板橋区自立支援プログラムの積極的意義

#### ① 全国に先駆けて総合的な自立支援プログラムの策定

周知の通り、自立支援プログラムは、社会保障審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門員会」（2003年8月～2004年12月）において議論され最終報告書を12月にまとめた。そこでは、主として生活保護基準の見直しと自立支援の在り方についてその方向性が出されている。自立支援においては、広く自立をとらえ、就労自立支援、社会生活自立支援、日常生活自立支援の3つが打ち出された。

このことを受け、板橋区では、平成17年には就労支援相談員の配置と合わせて区に3つある福祉事務所のうちの一つである赤塚福祉事務所にて10種類のプログラムを作成した。また平成18年度においては3福祉事務所が合同で協議し、福祉事務所共通の16種類のプログラムを作成している。これらは、被保護者の多様な生活課題に対応するプログラムメニューとなっている。

#### ② ソーシャルワーカー自らの手による策定

自立支援プログラム作成の手法は、各職場から選出された職員でワーキンググループを構成し、これまで積み上げられてきた社会福祉実践の検証を行ない今後の支援の在り方を検討した。すなわち、どのような相談援助・支援活動を行なってきたか、また今後どのような支援が必要であるかである。そこでは、先ず3福祉事務所対人援助職員（査察指導員、ワーカー）がこれまで培ってきた社会福祉実践のノウハウを共有化し、その土台の上に新たな自立支援プログラムを作成する方法を採用している。すなわち、個々人の実践を一般化・共有化を図り、自立支援プログラムの支援課題・内容・手順を明らかにすることにより効率的・組織的な取組みが可能となった。

### ③ 全国初めての到達目標（評価）指標の開発

これまで生活保護の相談援助活動における評価は、量的指標である廃止数（生活保護廃止＝自立）あるいは扶助費の減額が評価指標と考えられた。それ以外の明確な指標は、十分作成されてこなかった。板橋区の自立支援プログラムにおいては、到達目標（評価）事業として、各プログラム別に到達目標（評価）指標を設定し、策定・実施・評価（Plan Do See）というサイクルの確立を図った。このことにより、支援目標がどの程度達成されているのかという質的なアウトカム評価を行なっている。それが、被保護者、第三者への説明責任を果たす第一歩となっている。

## 2 板橋区自立支援プログラムの概要

### ① 高校進学支援プログラム

中学3年生の子どもとその保護者を対象。高校等上級学校進学までの支援を行なう。子どもと保護者への進学意識を高めるために学校等と連携し直接的な働きかけを行なうとともに進学のための社会資源の調達・調整を図るプログラムである。

### ② 不登校児支援プログラム

不登校状態にある子どもとその保護者を対象。関係機関と連携し、子どもの不登校状態の解消及び社会的適応能力の向上、健全育成を図るよう支援するプログラムである。

### ③ ひきこもり改善支援プログラム

ひきこもり状態にある被保護者が対象。適切な治療又は社会的適応能力を回復、維持できるよう関係機関と連携し、支援していくことにより社会生活自立を促すことを目指すプログラムである。

### ④ 若年者社会生活支援プログラム

義務教育修了後、通学、就職、職業訓練の受講をしていない若年の被保護者を対象。適正を検討し、進学、就職、職業訓練の受講等に結びつけ、支援対象者の経済的、社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。

### ⑤ 精神障がい者在宅生活支援プログラム

社会的支援が必要な在宅精神障がい者の被保護者を対象。個々の生活上の課題に応じた医療、制度、サービスを利用できるよう支援していくことにより、日常生活自立及び社会参加を促すことを目的とするプログラムである。

### ⑥ 精神科等受診支援プログラム

日常生活の状況から精神疾患、認知症の問題が疑われるが未受診である被保護者を対象。関係機関と連携しながら精神科等医療機関につなげ、日常生活の不安定要因を明確にし、適切な支援を行なうことにより、支援対象者の日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。

### ⑦ 精神障がい者退院支援プログラム

精神科医療機関に長期入院している被保護者で、退院可能である者を対象。精神科医療機関等関係機関と連携を図り、施設又は退院訓練を行なう等在宅生活への移行を支援していくことにより、支援対象者の社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。

### ⑧ 在宅要介護（支援）高齢者等支援プログラム

介護を必要とする在宅高齢者等の被保護者を対象。個々の日常生活力に応じた介護保険制度等のサービスを利用できるよう支援していくことにより、支援対象者の社会生活及び日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。

⑨ 介護サービス利用支援プログラム

介護が必要な状態であるが介護サービス等の利用を拒否しているため日常生活の維持に支障が生じている在宅高齢者被保護者を対象。関係機関と連携しながら早期に介護サービス等を利用開始できるよう支援し支援対象者の日常生活を図ることを目的とするプログラムである。

⑩ 人工透析患者支援プログラム

腎不全を罹患し人工透析を受けている被保護者を対象。生活状況を把握し安定した日常生活が送れるよう支援していくことにより支援対象者の健康及び日常生活自立を促すことを目的とするプログラムである。

⑪ 居宅生活移行支援プログラム

路上生活者及び宿泊所入所者等の安定した住居を持たない被保護者を対象。関係機関と連携し支援対象者の居宅生活への移行を円滑に進めることを目的としているプログラムである。

⑫ 住宅情報提供支援プログラム

アパート等の住宅物件を探すことが困難な被保護者を対象。入居可能な物件情報を提供する等の支援を行なうことで転居及び居宅生活への移行を可能とし社会的自立を図ることを目的とするプログラムである。

⑬ 成年後見制度利用支援プログラム

高齢者、障がい者等で判断能力が不十分な被保護者を対象。成年後見制度の申し立てを支援し後見制度のもと地域や施設での安定した日常生活を保障することを目的とするプログラムである。

⑭ 多重債務解消支援プログラム

多重債務等を抱える被保護者を対象。日本司法支援センター（法テラス）への相談及び債務解消の助言を行なうことにより支援対象者の債務及び社会的自立を図ることを目的としているプログラムである。

⑮ 就労支援プログラム

就労意欲を有する被保護者を対象。就労支援相談員がきめ細やかな助言・支援をすることにより支援対象者の経済的社会的自立を促すことを目的とするプログラムである。

⑯ 「生活保護受給者等就労支援事業」活用プログラム

就労意欲を有する被保護者を対象。公共職業安定所と福祉事務所が連携しニーズに沿った支援メニューを選定・就労支援を行なうことにより支援対象者の経済的社会的自立を促すことを目的としているプログラムである。



# 平成19年度 優良事業部門 報奨 一覧表

創意賞 ・ 奨励賞 ・ 貢献賞 ・ 環境ISO賞

3 件

No.	事業名	グループ等組織名及び代表者	備考
15	ものづくり夜間大学	産業活性化推進室事業第1グループ 室長 江間 俊哉	創意賞
22	心のバリアフリーハンドブックの発行	障がい者福祉課福祉係 係長 勝沼 深	奨励賞
23	首都大学東京との生活保護に関する官学連携事業の成果の出版	板橋福祉事務所、赤塚福祉事務所、志村福祉事務所 板橋福祉事務所保護第一係長 池谷 秀登	貢献賞

※環境ISO賞の該当はありませんでした

## 努力賞

11 件

No.	事業名	グループ等組織名及び代表者	備考
1	環状八号線への路線バス停留所設置に向けた検討会	環状八号線への路線バス停留所設置に向けた検討会 (政策企画課、都市計画課) 政策企画課長 渡邊 茂	
2	優良工事のホームページ公表	契約管財課検査係 係長 杉野 博行	
3	国から地方への税源移譲に伴うフラット化等税制改正の円滑な実施	課税課 課長 真野 英人	
5	まちと中学生による災害時要援護者支援訓練	危機管理室防災課 防災計画係 副係長 坂田 政隆	
9	いたばし商店街ふるさとまつり	産業振興課 課長 寺西 幸雄	
20	癒しの講座	健康福祉センター(板橋・上板橋・赤塚・志村・高島平) 保健指導係 上板橋健康福祉センター 保健指導係長 河原 初美	
24	「板橋区環境読本」の作成	環境保全課 課長 山崎 智通	
25	サーマルリサイクル事業(資源とごみの分別区分変更)	板橋西清掃事務所、板橋東清掃事務所 板橋西清掃事務所長 久保田 義幸	
29	放置自転車の売却	交通対策課自転車グループ 自転車グループ 久保田 均	
35	区立大谷口小学校 改築工事	庶務課学校施設係、 営繕課教育施設グループ・設備グループ 営繕課長 岩田 雅彦	
31	いきいき寺子屋まつり	生涯学習課 課長 矢嶋 吉雄	

(行政順)

# 賞 状

## 貢 献 賞

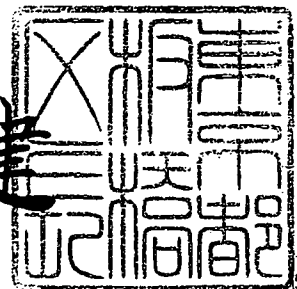
志村福祉事務所 様

あなたがたは 生活保護に関する  
官学連携事業において 現場の職  
員の英知と努力を集めた先駆的な  
取り組みの成果を出版し 板橋区  
政の評価を高めました ここに平  
成19年度優良事業としてこれを  
賞します

平成20年3月13日

板橋区長

坂本 健





# 賞 状

## 貢 献 賞

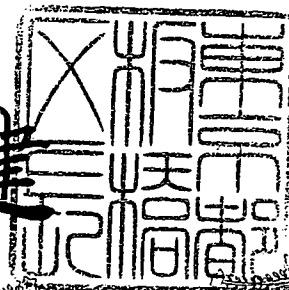
赤塚福祉事務所 様

あなたがたは、生活保護に関する  
官学連携事業において 現場の職  
員の英知と努力を集めた先駆的な  
取り組みの成果を出版し 板橋区  
政の評価を高めました ここに平  
成19年度優良事業としてこれを  
賞します

平成20年3月13日

板橋区長

坂本 健



# 賞 状

## 貢 献 賞

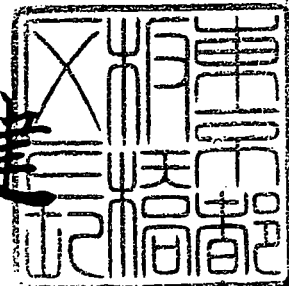
板橋福祉事務所 様

あなたがたは 生活保護に関する  
官学連携事業において 現場の職  
員の英知と努力を集めた先駆的な  
取り組みの成果を出版し 板橋区  
政の評価を高めました ここに平  
成19年度優良事業としてこれを  
賞します

平成20年3月13日

板橋区長

坂本 健





# 生活保護者の自立支援

# 板橋区の取り組み注目

## 視察依頼が相次ぐ

全国的に生活保護の受給者が増えるなか、板橋区の策定した「生活保護自立支援プログラム」に、他の自治体から2年間で30件以上の視察依頼が来ている。受給者がそれぞれ抱えている課題などを記録する検討票やチェックリストを作り、担当するケースワーカーの経験や知識にかかわらず、自立に向けた必要な支援を受けられるようになっていく。

(中野真也)

### 策定のプログラムを1冊に

板橋区の生活保護の対象は07年9月現在で9196世帯、1万29938人。東京23区内では世帯、人数ともに第2位で、人口に占める保護率も3番目に高い。児童虐待やアルコール依存など受給者の抱える

問題が複雑化していることもあり、05年3月に厚生労働省は自立支援プログラムの導入を全国の自治体に求めた。この通知を受け、区の福祉事務所が全国に先駆けてプログラムの策定に取り組んだという。

作業は実務に詳しいケースワーカーの意見を反映させ、実際の現場で使いやすいものを目指した。06年8月からは首都大学東京との共同研究も始め、不登校児やひきこもり、若年者向けなど16種類の支援プログラムの実施要領と手引を作った。

その一つ「高校進学支援プログラム」では、中学3年の子どもと保護者の進学意識を高め、高校入学まで支援することを目的としている。手引には「説教と思われがちな話しかけはしないようにする」「入学金の納入期限に注意」などと、ケー

校側にも受験可能な全日制私立高を受給者に教えるように依頼した。その結果、第1志望の私立高に合格し、現在は元気に登校しているという。同事務所査察指導員の

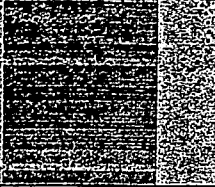
池谷秀登さんは「親に進学の経験がないと進学の必要性を理解できない場合がある。今は中卒者に安定的な就職先はほとんどない」。このプログラムによって進学できる子

どもを増やし、貧困の再生産を防ぎたいという。プログラム全体では昨年未だに1800件以上実践された。今後も初めのケースにも対応できるように改良していく

という。プログラムを一般向けにまとめた「生活保護自立支援プログラムの構築」(きょうせい)はB5判、2996頁。3200円で販売している。

### 生活保護 自立支援プログラムの構築

官庁指定による 生活保護プログラムのPlan・Do・See



成果がまとめられた本「生活保護自立支援プログラムの構築」

2008(平成20)年1月29日

朝日新聞

平成19年度  
厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

生活保護受給有子世帯の生活実態と養育・教育支援  
および就労支援方策に関する研究

発行：平成20（2008）年3月  
発行者：岡部 卓（首都大学都市教養学部）  
住所：〒192-0397 東京都八王子市南大沢 1-1 首都大学東京  
都市教養学部人文・社会系 社会学コース 社会福祉学分野  
TEL：042-677-2127 FAX：042-677-2124



古紙配合率70%再生紙を使用しています